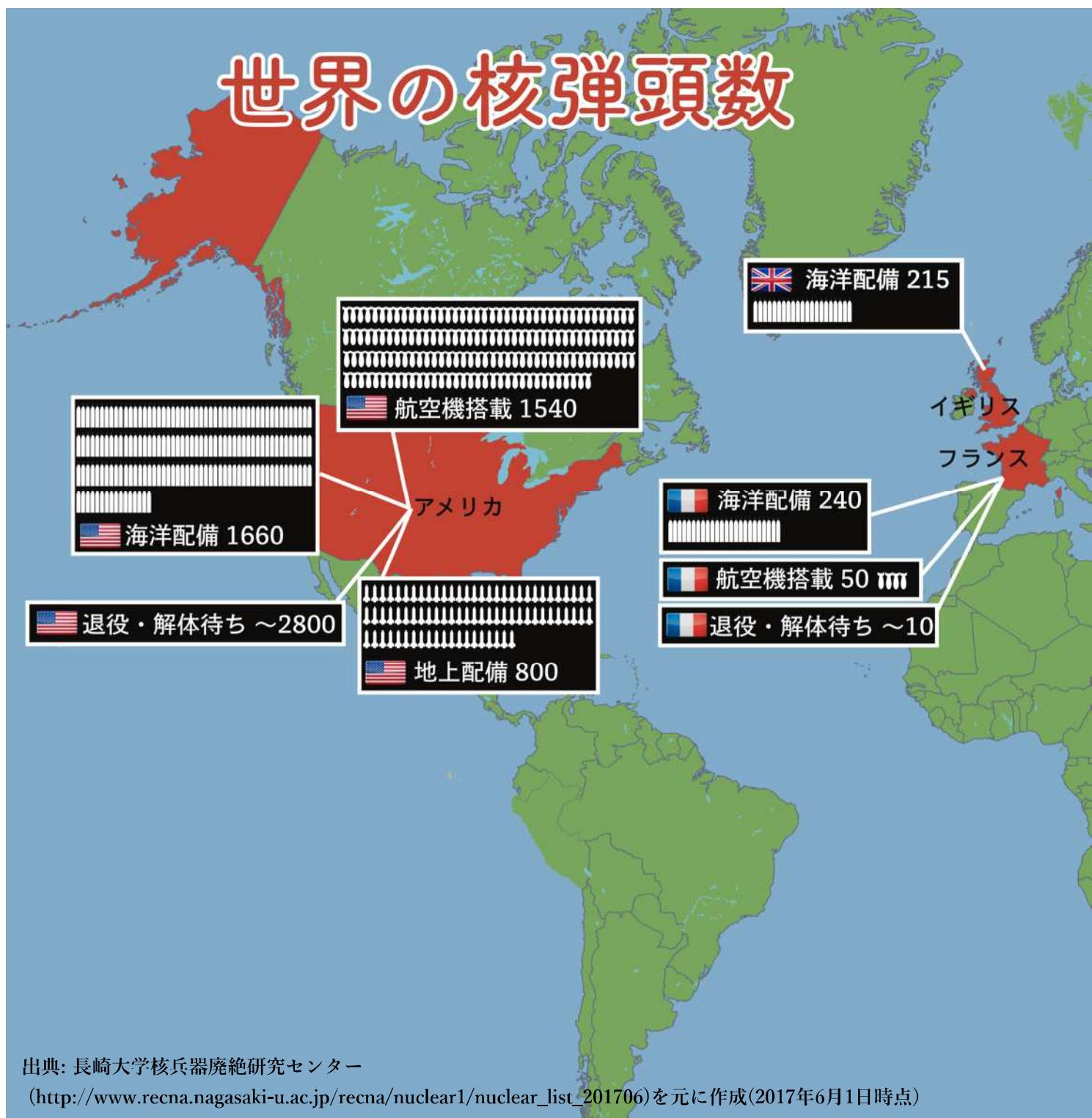


# 核兵器と世界

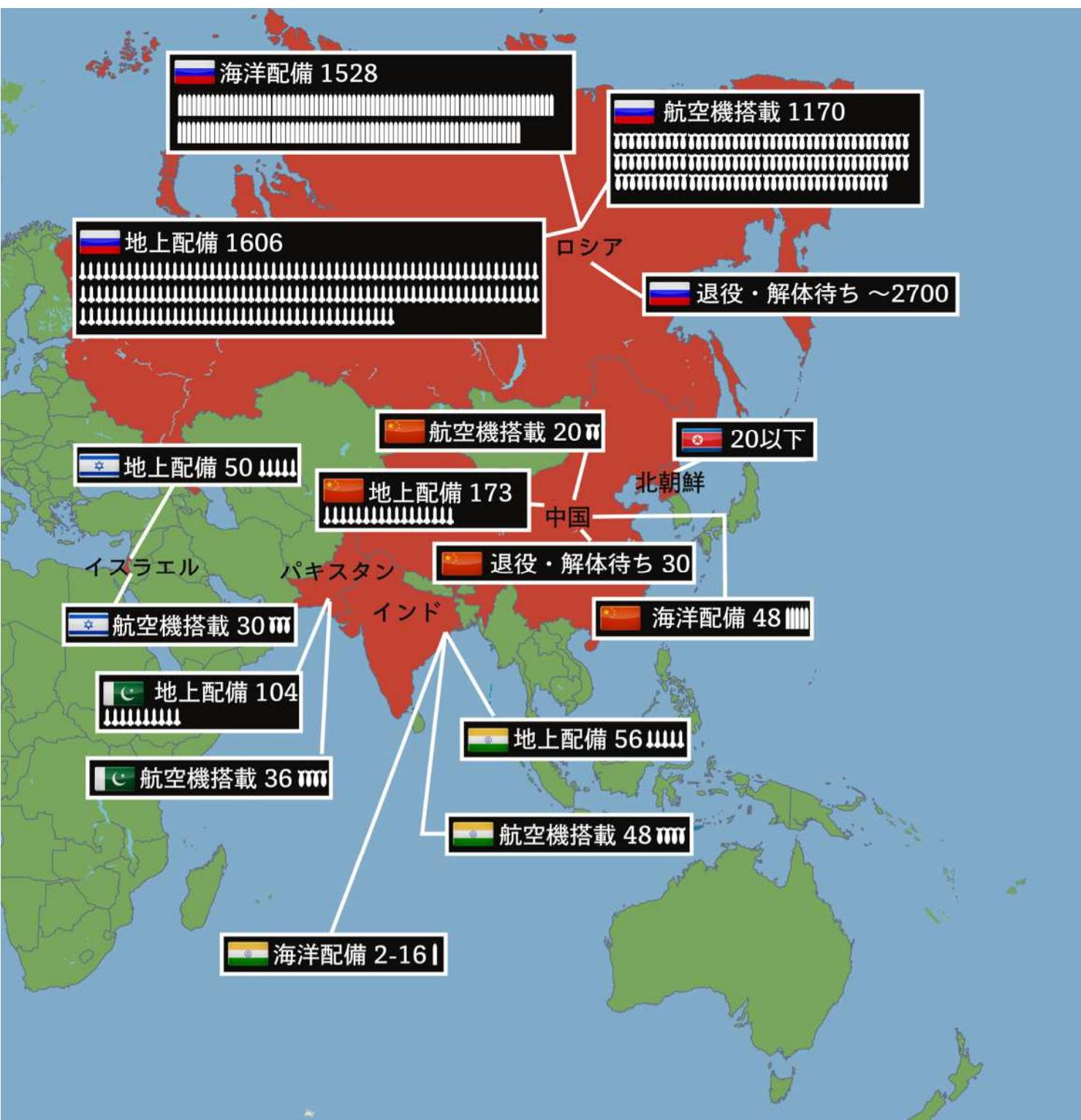
第二次世界大戦終結から間も無く、世界はアメリカ合衆国とソビエト連邦という二大超大国が激しく対立する、冷戦と呼ばれる時代に突入します。東西冷戦期には約7万発もの核弾頭が地球上に存在していた事もあります。1986年をピークに核弾頭は減少してきてはいますが、それでもまだ、地球上には15350発ほどの核弾頭があるといわれています。ピーク時の1/4以下にはなっているとはいえ、未だに地球を5回破滅させるだけの核兵器があることになります。

核弾頭の9割以上はアメリカとロシアにより保有されています。アメリカは、潜水艦な



どに搭載する海洋配備型の核兵器を重視する傾向がある一方、ロシアは地上、海洋、航空機搭載など満遍なく配備する傾向があります。数字上は、ロシアの保有する核弾頭が7300発、アメリカが7000発ですが、ロシアはうち2740発が退役・解体待ちで、アメリカは2500発が退役・解体待ちなので、実質的な配備数はほぼ同じです。

これらアメリカとロシアの保有する核弾頭の多くは、即応態勢のもと管理されています。即応体制とは、敵の核ミサイルが自国に向かって発射されたという警報が出た場合、両国の大統領が警報後10分程度で核のボタンを押すかどうかを判断する、つまり、警報から10分程度で核兵器を発射できる体制です。



## 核保有国の核政策

核兵器は、たった1発で何万人もの命を奪い、町を消してしまうほどの破壊力があります。実戦では、広島と長崎への原爆投下が最初で最後の核兵器使用になりましたが、戦後長らく続いた東西冷戦と呼ばれる時代には、アメリカに代表される西側ブロックと、ソ連に代表される東側ブロックが、強大な軍事力を背景に睨み合い、究極の軍事力として、多くの核兵器が製造・配備されました。

冷戦が終結しソ連が崩壊した後も、アメリカ、ロシア、中国、イギリス、フランス、インド、パキスタンは核兵器を保有しています。イスラエルは、核兵器保有の宣言はしていませんが、確実に保有していると考えられています。北朝鮮は、核兵器保有を宣言していますが、弾頭の運搬手段なども含めた、運用状態にある核兵器を保有しているかどうかに関してはまだ不透明です。

核兵器を保有しているとみられるなどの国も、核兵器の保有が、他国からの侵略や強要などの安全保障上の脅威を抑止するという核抑止論を掲げています。

### ミニトピック: 相互確証破壊と安定ー不安定のパラドックス

東西冷戦時代の軍事力、特に核戦力の拡充競争は、「相互確証破壊」という理論を生み出します。アメリカとソ連が互いに、先制攻撃を受けても相手に甚大な被害をもたらす報復能力を持ち合っている間は、恐怖による抑止力が働き、核戦争をはじめとする、直接的な大規模軍事衝突は起きないという理屈です。



他方、核戦力による相互確証破壊は、国家主体の関与するより低強度の暴力行為を生じやすくさせるとする「安定-不安定のパラドックス」という理論もあります。敵対する国同士が相互確証破壊が成立する核戦力を持つと、お互いが核による報復を恐れるようになります。核による報復という最終手段をお互いに持つため、圧倒的な通常兵器戦力による戦争の抑止力が相対的に下がることになります。そのため、通常戦力で相手よりも劣る核保有国は、内戦やテロの支援など低強度の暴力行為がやりやすくなるという理屈も成り立ちます。

確かに、冷戦期にアメリカとソ連が直接交戦することはありませんでした。しかし、これをもって戦争を抑止したとは言えない側面もあります。直接的に戦火を交えていなくとも、アメリカとソ連は他国の問題に直接・間接的に武力介入を行なう代理戦争をしてきたからです。例えば、アフガン紛争には、ソ連が直接介入し、アメリカが反共産主義政府の民兵組織を支援していました。

恐怖による抑止力は、脅威の現実的度合いをどのように認識するかだけでも見解が分かれ、さまざまな仮定を積み重ねるために、検証不可能な議論に陥りがちです。そして、周辺諸国との際限なき軍備拡大競走が続く懼れも強いという議論もあります。

9カ国の核保有国は、大きく分けて3種類に分類できます。まず、核不拡散条約上の核保有国があります。世界の核兵器の9割以上を保有するアメリカとロシア、そして中国、イギリス、フランスです。条約上の核保有国ではありませんが、核兵器を保有している国としては、インド、パキスタン、保有が推定される国としてイスラエルがあります。そして、核兵器保有を宣言しているものの運用には疑問符がつく国が北朝鮮です。北朝鮮は、弾頭は保有しているとみられますが、ミサイルなど運搬手段とのパッケージとしての「核兵器」の保有に関しては不明です。

## ❶ アメリカとロシア

アメリカとソ連は、核軍拡競争を冷戦時代に繰り広げてきました。しかし冷戦終結は、両国の核政策に変化をもたらします。冷戦が終わったからといって、両国が軍事的な意味において対立しなくなったわけではありませんが、少なくとも、冷戦期のような過剰な核報復システムを維持する必要性はなくなりました。

2009年4月、プラハ演説でオバマ前大統領は「核兵器を使用した唯一の核保有国として、米国には行動する道義的責任がある」とした上で「信念を持って、米国は核兵器のない世界の平和と安全を追求することを誓約したい」と述べています。

世界の全弾頭数の9割以上は米国とロシアが保有しています。両国は、2000発以上の核弾頭を即応発射態勢に置いています。アメリカの場合、核ミサイルが米国に向かっていると判断される警報を得てから8~12分の間に大統領は、核のボタンを押すかどうかの判断をする体制をとっています。

冷戦期から、アメリカとソ連の間では、核兵器の削減には取り組みがありましたが、冷戦後は本格化しました。冷戦期には、6万発以上の核弾頭を保有していたアメリカとソ連(ロシア)ですが、現在は15000発ほどにまで削減されています。ただ、削減されたとはいえ、15000発は地球を何回も破滅させるだけの威力を持っています。

アメリカも、ロシアも核兵器の先行使用の自制を宣言していません。ロシアは旧ソ連時代(1982年)に核兵器の先行使用の自制を宣言していましたが、ロシアになり1993年、NATOに対する通常戦力の劣勢を理由に宣言を撤回しました。アメリカは、先行使用の自制を宣言しておらず、先に核兵器を使う可能性を残しています。これは、世界に存在する中の9割以上の核兵器が、先行使用される可能性があるということを意味しています。



プラハで未来の核廃絶についてスピーチするオバマアメリカ前大統領(2013年7月)

出典: U.S. Department of Energy



モスクワ赤の広場をパレードするソ連のR12中距離弾道ミサイル(撮影年1959-1968年)

撮影: Central Intelligence Agency



配備されたアメリカのPGM-19弾道ミサイル(撮影年1956-1961年)

撮影: U.S. Air Force

## ❶ イギリス、フランス、中国

アメリカとロシアに比べると一桁以上小さな規模ではありますが、イギリス、フランス、中国も核不拡散条約上の核兵器保有国です。これら3カ国は、核兵器の保持に対してそれぞれ違う政策を持っています。

### ❷ イギリス

イギリスは、最小限の効果的な核抑止力の必要性という観点から、核弾頭を保有しています。安全保障戦略における位置付けは高くはないと考えられていますが、原子力潜水艦から発射する弾道ミサイル「トライデント」に核弾頭を搭載しています。安全保障戦略上の位置付けが低いと考えられる理由はいくつかあります。まず、イギリスはトライデントを保有はしておらず、アメリカより「借りている」形となっており、完全な形で運搬手段と弾頭のパッケージとしての核兵器の保有をしているわけではありません。搭載可能な原子力潜水艦は4隻保有しており、それぞれの潜水艦には16発のトライデントミサイルが搭載されています。そして、トライデントミサイル一発につき、核弾頭3個までを搭載できますが、1発しか積んでいないと考えられています。

### ❸ フランス

フランスにとっての核(兵器・エネルギー)は、ド・ゴール政権下で失われた大国の威信を取り戻す「フランスの栄光(フランスの独立性)」という信条のもと核兵器を保有したところから始まります。核抑止を安全保障の保証だけでなく国家の独立の保証と位置付けているところが特徴的であり、その意味では極めて核への依存度が高い国です。

核戦力の柱は、原潜4隻の潜水艦発射弾道ミサイルと爆撃機搭載核兵器です。ただ、核兵器の削減に後ろ向きというわけではなく、2008年には、サルコジ(元)大統領は、航空機搭載の核戦力を3分の1削減し、弾頭数を300発以下にすること発表しました。

### ❹ 中国

中国は約250発の核弾頭を保有していますが、安全保障上の位置付けはかなり低く、核の使用に関してはっきりと消極的な姿勢を示しています。

核保有国9カ国の中で中国のみが、「核攻撃の脅威」に対してのみ核兵器使用を考慮するとして、核兵器の使用目的を限定しています。また非核兵器国に対して、核攻撃、核による威嚇ともに行わないことを早くから表明してきました。方針の表明だけではなく、実際に中国は、核弾頭をミサイルなどの運搬手段に搭載せず、分けて貯蔵しています。アメリカやロシアのような核の即応体制はとっています。ただし、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)を搭載可能な戦略原子力潜水艦が4隻就航しており、これらに搭載されているとみられる弾道ミサイルの即応体制に関しては不明です。

### ❺ インド

インドは、ウラン鉱山が豊富にあることから、エネルギー政策の面でも、原子力発電所を1963年には建設していますが、核兵器製造も原子力発電と密接に関わっています。インドの核兵器は、ウランを使用した原子力発電で生み出されるプルトニウムを使っています。

1974年、インドはNPTに加盟しないまま核実験を行いました。そして1998年に24年ぶりの核実験を行うとともに核兵器の保有を宣言しました。現在、90～110発の核弾頭を保有しています。

そして、大きな特徴となっているのは、運搬手段です。射程距離が3000-5000kmの中距離弾道ミサイルも24基保有していますが、短距離弾道ミサイルが30基、そして残りは航空機搭載と考えられます。つまり、核兵器の目標は主にパキスタンや中国など隣国に向けられていることになります。

ただ、これら運搬手段と弾頭は別に保管されています。配備されているミサイルや爆弾に、普段核弾頭は装着されておらず、即応体制は取られていないと考えられています。

## ☑ パキスタン

パキスタンは、インドの核実験に呼応する形で核兵器保有を宣言しました。現在、インドよりも若干多い、100-120発の核弾頭を保有しています。パキスタンもNPTの加盟国ではありません。インドが1998年に2度目の核実験を実施した3週間後に、パキスタンは初めての核実験を行い、核保有国になりました。核拡散の悪循環です。

パキスタンの核戦略は、インドよりもさらに明確で、目標はインドという隣国です。弾頭の運搬手段を見ると、弾道ミサイル、巡航ミサイルとともに射程は400～1200kmと短く、核弾頭を搭載可能な航空機も航続距離は1600-1800kmと短いことから、核兵器を使用するターゲットとなるのはインドであると考えられます。

ただ、インドと同様、弾頭の運搬手段と弾頭は別に保管されており、即応体制は取られていないと考えられています。

## ☑ イスラエル

イスラエルは、他の核保有国と違い、核兵器の保有を宣言していませんが、確実に核兵器を保有していると考えられています。周辺をイスラエルを国家として認めない国に囲まれていることもあります。1960年代にフランスの支援により核弾頭を保有していたと考えられています。イスラエルは、核兵器の保有に関しては、保有しているとも、保有していないとも表明しない「あいまい政策」を取っている事もあり、どのように核兵器を取り扱っているのかはよくわかつていませんが、核弾頭と運搬手段は別に保管され、即応体制は取られていないと見られています。

## ☑ 北朝鮮

北朝鮮は2003年にNPTを脱退し、その2年後の2005年には核兵器保有宣言をしました。核弾頭を保有していることは確かであると見られていますが、運搬手段も含めた「核兵器」の保有は疑問視されています。北朝鮮の核弾頭は全てプルトニウムを使用していると見られています。プルトニウムは原子力発電所の稼働により得ていると考えられ、弾頭一発に5Kgのプルトニウムを必要とする計算で、大体8～10発分ほどを保有していると予想



インドのアグニ2中距離弾道ミサイル(2004年撮影)  
撮影: Antônio Milena, Agência Brasil

されます。しかし、核弾頭を兵器として使用するには、ノドンミサイルなどに搭載できる程度に弾頭を小型化する必要があり、弾頭の小型化には成功していないのではないかと見られています。

北朝鮮は、近年核実験を繰り返しており、平和と安全への脅威として、国際社会から大きな非難を浴びています。

参考資料: SIPRI Yearbook 2016 Armament Disarmament and International Security, Stockholm International Peace Research Institute, Oxford University Press、防衛白書2017年度版 防衛省、中国安全保障レポート 防衛研究所

## 核兵器の事故

核兵器の使用は、たった一回で、何万人もの命を奪い、世代を超えてヒバクに苦しむ人々を生み出します。実戦においては、核兵器は広島と長崎を最初で最後にして、これまで使用されていませんが、使用される寸前までいったことはあります。そして、ミスにより弾頭が落下した事もあります。

核兵器は使用すれば甚大な被害を及ぼす大量殺戮兵器であるだけに、非常に厳重に管理・保管されていますが、同時に多くの核兵器は、いつでも発射できるように配備されてもいます。

2014年、イギリスの王立国際問題研究所は「安心するには近すぎる(Too close for Comfort)」と題したレポートを発表しました。レポートによれば、核兵器は技術的な問題やミスにより、これまでに13回も発射される寸前まで行きました。

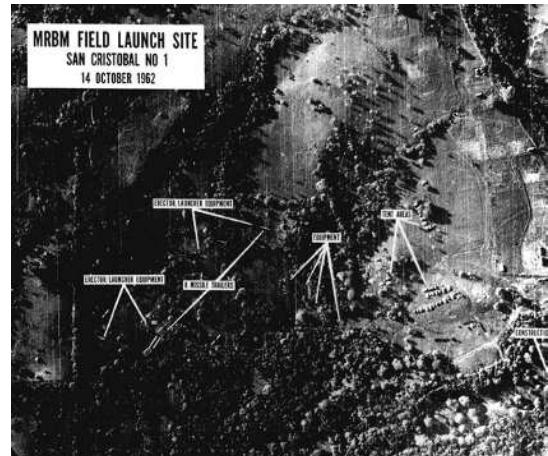
### ① 発射寸前の危機1: キューバ

核戦争の一歩手前の状況として最も有名なのは、キューバ危機でしょう。キューバ危機は、カストロ政権を転覆させようととするアメリカに対抗するため、ソ連がキューバへの核ミサイル配備を決定し、それに対抗するアメリカが、キューバを海上封鎖、アメリカとソ連という両核大国による、直接の軍事衝突の可能性が高まった事件です。最終的には、アメリカがキューバを侵攻せず、トルコに配備した中距離弾道ミサイルを撤去する代わりに、ソ連はキューバからミサイル基地を撤去することで、キューバ危機は回避されました。

しかし、王立国際問題研究所のレポートによると、このキューバ危機には、もっと具体的な発射寸前の危機がありました。

1962年10月1日、ソ連は、船団を護衛するために、15キロトンの核魚雷を搭載した4隻の潜水艦を派遣していました。

4隻の潜水艦には、艦長と政治将校の合意があれば、クレムリンからの指令を受けてい



1962年10月16日、アメリカU2偵察機により撮影された建設中のミサイル基地の写真  
ケネディ大統領に報告された建設中のミサイル基地の写真

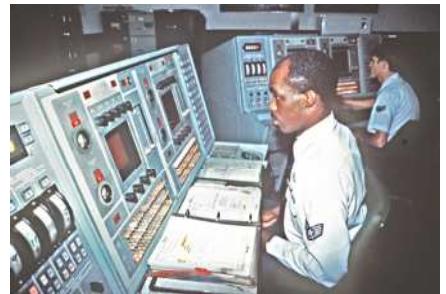
出典: The John F. Kennedy Presidential Library and Museum

なくとも、核魚雷を発射する権限が与えられていました。

アメリカは海上封鎖をすること、そして封鎖の一環として、水中爆雷を使った演習をすることをモスクワに通告していましたが、派遣された潜水艦の一隻であるB-59は、アンテナの不具合によりその情報を知りませんでした。アメリカの爆雷演習を、実際の攻撃と判断した艦長は、核魚雷による攻撃を命令します。しかし例外的に、核攻撃には副艦長の承認も必要としていたB-59では、副艦長が承認を拒み、モスクワの指令を待つよう説得したこと、最終的に核魚雷発射は回避されました。

## ❶発射寸前の危機2: アメリカ

1979年には、アメリカのミサイル早期警戒システムのコンピューターの不具合により、核攻撃を想定した演習データが、現実の脅威と認識され警報が出されました。この時は、別の空軍早期警戒システムにより間違いであることがわかりました。しかしその後1年もしないうちに同じ早期警戒システムは、ソ連が2200発のミサイルをアメリカに向け発射したという警報を発します。大統領へ報告される寸前で、他の警戒システムでは一切警報が出ていないことから、取り止められましたが、大統領が10分で核ミサイルを発射するかを決める最終判断の一歩手前までの事態になった出来事でした。



弾道ミサイル早期警戒システムの戦術オペレーションルーム(1984年10月)  
撮影: Glen D. Plummer U.S. Air Force

## ❷発射寸前の危機3: ソ連

1983年には、ソ連の早期警戒システムが、アメリカが5発の大陸間弾道ミサイル(ICBM)をソ連に向けて発射しているという警報を発します。報復攻撃のためには10分以内にクレムリンに報告しなければなりません。しかし、早期警戒衛星基地の担当将校は、ミサイルが5発という中途半端な数であることや、システムが発する情報にミサイルが発するはずのジェット噴流がないことに疑問をもち、クレムリンへの報告をしないことにしました。後から、警戒衛星と、太陽と、アメリカ大陸に位置の関係で、アメリカ大陸に反射した太陽光を警戒システムはミサイル発射と判断していたことから警報が発せられていたことがわかりました。このケースもソ連から核ミサイルが発射される一歩手前の事態でした。

## ❸発射寸前の危機4: ロシア

1995年に、ノルウェーから打ち上げられた民間のロケットが、ロシアの早期警戒基地により、アメリカのトライデント級潜水艦から発射された核ミサイルと認識されました。ノルウェーはロケットの発射をロシアに通告していましたが、発射の正確な日時を知らせていないかったことや、通告がロシアの早期警戒基地には伝えられなかったことから、ロケット発射は潜水艦からの核ミサイル発射としてクレムリンに報告されました。大統領が、他の発射承認者とともに核兵器による報復の判断をする事態にまでなりましたが、核兵器による奇襲をかけられるような情勢ではないことや、ロケットがノルウェーの民間ロケットであることがわかり、発射はされませんでした。しかし、これは核兵器使用を承認する権

限をもつ最高レベルが発射の判断をするという事態にまでなったケースです。

このような、人的ミスや技術的ミスにより、核兵器が使用される寸前までいったことは、1962年以降、13回起きているとレポートは指摘しています。そして発射は、発射を判断する最高レベルに報告を上げないことに決めるなど、決められた手続きに淡々とは從わない、いわば個人の資質により回避されたケースがかなりあることをレポートは示唆しています。別の言い方をすれば、警報から発射までの手続きを迅速に決められた通りに行なっていたら、広島・長崎以降も核兵器の実戦使用もあり得たことになります。

核抑止という安全保障戦略は、実のところそれほど安全を保障しているわけではないかもしません。



ノルウェーから打ち上げられた民間ロケットの同型機(1984年1月)

撮影: NASA

## ❶ 核兵器の取り扱いを誤ったケース: アメリカ

1960年代前半、NATOは搭載した航空機からMark7型核弾頭を外す際に、誤って安全装置のワイヤーを引き抜くミスを犯しました。幸い爆発はしませんでしたが、このワイヤーが引き抜かれると、レーダーやスイッチにより、わずか数メートルの落下距離で爆発する状態になります。



オハイオ州デイトンの空軍博物館に展示されている  
Mark 7

出典: Wikimedia Commons

## ❷ 核搭載機の事故: イギリス

1961年には、Mark28型水爆を搭載したイギリスのF-100戦闘機が、地上で誤って予備燃料タンクを落下させ、爆発する事故がありました。この事故は、整備士などの人的技術ミスが原因で引き起こされました。幸い搭載されていた水爆は爆発しませんでした。



1962年10月に沖縄嘉手納基地で開催された第1回弾薬搭載競技会でF-100戦闘機に積み込まれるMark28型爆弾。弾頭は不明

出典: NARA, Still Pictures Unit, Record Group 342B

## ❸ 行方不明になった核弾頭: アメリカ

2007年には、6つの核巡航ミサイルが、36時間にわたり行方不明になる事故が起きました。これらの核ミサイルは、のちにB52爆撃機に誤って吊下され、ノースダコタからルイジアナまで飛行していたことが判明しました。核巡航ミサイルの行方不明という事態は、配備計画の変更が基地に伝えられなかったことと、整備担当者が搭載されたミサイルの種類を確認しなかったという人的ミスが重なり、引き起こされました。同じような事故はこれまでに4回起きているとされています。

## ☑ ミサイルの爆発: アメリカ

1980年には、アメリカのアーカンソー州にあるミサイル基地で、Titan2核ミサイルが爆発しました。整備士のミスで、ミサイルの燃料に火がつき爆発、核弾頭も飛ばされ、近くの道路に落下しましたが、幸いに爆発はしませんでした。



米国アリゾナ州ピマのタイタンミサイル博物館に展示されているタイタン2

撮影: Jeff Keyzer

## ☑ 核搭載機の事故: アメリカ

1961年には、燃料漏れにより、セイモア・ジョンソン空軍基地に緊急着陸しようとした、Mark39水爆を搭載したB52爆撃機が、墜落しました。墜落する際に、搭載していた水爆が落下、ゴールズボロ村に落ちました。幸い残っていた安全弁のおかげで爆発はしませんでした。



B52爆撃機の墜落により、ゴールズボロ村に落下したMk.39核爆弾

撮影: U.S. Air Force

## 核実験の事故

核兵器の開発や技術維持のために行われる核実験には、地上や海上、空中で行われる大気圏内核実験、地下核実験、水中核実験、大気圏外核実験があります。地上、海上、水中、空中の核実験は甚大な放射能汚染をもたらします。地下核実験は、想定通りの爆発であれば、放射性物質は地上にほぼ出ないとされていますが、想定を超えて地表に穴が開くと放射能汚染をもたらします。また、地下核実験は地震も発生させます。

## ☑ ビキニ水爆実験と第五福竜丸: アメリカ

アメリカは、1946年～1954年の期間、当時信託統治領だったビキニ環礁(現 マーシャル諸島共和国)で、66回の核実験を行いました。中でも、1954年3月1日に行った、世界最大規模の水爆実験「ブラボー」(15メガトン =広島型原爆の約1000倍の威力)は、爆発により生じるエネルギーの想定を誤った事もあり、2万人以上が被曝する惨事になりました。この時の被曝で特に有名なのは、静岡県のマグロ延縄漁船「第五福竜丸」です。第五福竜丸は、アメリカの設定した危険水域外で操業していたにもかかわらず、乗組員23名は、放射性降下物、いわゆる「死の灰」によって被曝しました。半年後、その一人、久保山愛吉さんが「原水爆の被害者は、私を最後にしてほしい」とのメッセージを残して、世界最初の水爆の犠牲者となりました。

水爆実験で放出された放射能は、広範囲で大気や海洋を汚染し、「放射能雨」や水揚げされた「原爆マグロ」が日本中の関心事になりました。第五福竜丸の被災と、その後の放射能汚染は、後に3000万筆もの署名を集める原水爆禁止運動のきっかけともなりました。



1954年にビキニ環礁で行われた水爆実験

出典: U.S. Department of Energy

## ❸ ペリル事故: フランス

フランスは、1962年当時植民地だったアルジェリアのサハラ沙漠でGerboise Bleue(青いトビネズミ)と名付けた地下核実験を行いました。核実験は、実験用の地下構がきちんと密閉されていなかったため、放射線を帯びた岩石やチリが、大量に大気に放出されました。そして、現地で従軍していた兵士が被曝しました。フランス政府は、長年この事故の責任を認めてきませんでしたが、2009年によく核実験被害補償法が成立しました。

参考資料: Too Close for Comfort, Chatham House, Patricia Lewis, Sasan Aghlani, Chatham House The Royal Institute of International Affairs

## 核軍縮と世界

世界は、第二次世界大戦終結から間も無く、アメリカ合衆国とソビエト連邦という二大超大国が激しく対立する、冷戦と呼ばれる時代に突入します。そして、米ソ両大国は競うように核兵器を製造・配備します。

一触即発で核戦争になる危機感、そして各軍拡競争に伴う際限のない核実験競争への危機感は多くの国により共有されてきました。そして、核兵器保有国同士の二国間、核兵器保有国、非保有国も含む多国間の条約により、核実験も含めた核軍縮を進める取り組みは、1960年代から一進一退を繰り返しながらも、今日まで続いています。

核軍拡・核軍縮の主な流れ（核の実戦使用は■ 核軍拡は■ 核軍縮は■）			
1945年 米国、世界最初の核実験 米国、広島に原爆投下 米国、長崎に原爆投下	1970年	核不拡散条約(NPT)発効	
1949年 ソ連、最初の核実験	1971年	海底核兵器禁止条約署名	
1952年 英国、最初の核実験 米国、最初の水爆実験	1972年	米ソ、戦略兵器制限交渉(SALT I)諸条約署名 米ソ、対弾道ミサイルシステム制限条約(ABM条約)署名	
1953年 ソ連、最初の水爆実験	1974年	インド、最初の地下核実験 米ソ、地下核実験制限条約署名	
1954年 米国のビキニ環礁水爆実験 第五福竜丸被爆	1985年	南太平洋非核地帯条約署名	
1959年 南極条約署名	1987年	米ソ、中距離核戦力(INF)条約署名	
1960年 フランス、最初の核実験	1990年	ソ連、最後の地下核実験実施	
1962年 キューバ危機	1991年	英、最後の地下核実験実施 米ソ、第1次戦略兵器削減条約(START I)署名	
1963年 部分的核実験禁止条約(PTBT)発効	1992年	米、最後の地下核実験実施 朝鮮半島非核化共同宣言署名	
1964年 中国、最初の核実験	1993年	南アフリカ政府、保有核兵器の廃棄を公表	
1967年 宇宙条約署名 ラテンアメリカ核兵器禁止条約署名	1994年	米朝枠組み合意 米露、START I発効 最初の国連総会日本決議が採択	

核軍拡・核軍縮の主な流れ（核の実戦使用は■ 核軍拡は■ 核軍縮は■）			
1995年	NPT再検討・延長会議開催、NPT無期限延長を決定 フランス、核実験を再開 東南アジア非核兵器地帯条約署名	2005年	第7回NPT再検討会議開催
1996年	フランス、最後の地下核実験実施 英米仏、南太平洋非核地帯条約議定書署名 中国、最後の地下核実験実施 包括的核実験禁止条約(CTBT)署名開始 アフリカ非核兵器地帯条約署名	2006年	北朝鮮が初の地下核実験を実施 中央アジア非核兵器地帯条約署名
1997年	米国が初の未臨界核実験	2009年	中央アジア非核兵器地帯条約発効 アフリカ非核兵器地帯条約発効 米印核協力協定が発効
1998年	英仏、核兵器国で初めてCTBT批准 インド、地下核実験を実施 パキスタン、地下核実験を実施	2010年	米ロ、新START条約に署名
2002年	モスクワ条約(SORT)署名 ABM条約失効 米、ミサイル防衛初期配備決定を発表	2021年	核兵器禁止条約 発効
2003年	北朝鮮、NPTからの脱退を宣言 モスクワ条約(SORT)発効		

## 核軍縮に係る多国間条約

### ☑ 南極条約・環境保護に関する南極条約議定書(通称: 南極条約 1961年発効)

核軍縮に特化したものではありませんが、南極条約は世界で初めての核爆発や放射性廃棄物の処分禁止を含む条約です。

条約は1954年に採択され、1961年に発効した、14条からなる、南極地域の軍事利用の禁止、科学的調査の自由と国際協力、領土主権や請求権の凍結、核爆発、放射性廃棄物処分の禁止などを定めた条約です。イスラエルを除く全核弾頭保有国を含む、53カ国により署名・批准されています。

### ☑ 大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約(通称・略称: 部分的核実験禁止条約(PTBT) 1963年発効)

ビキニ環礁における水爆実験をきっかけに世界的な広がりを見せた反核運動や、キューバ危機を契機として、1963年、アメリカ、ソ連、イギリスは、大気圏や宇宙空間、水中での核実験を禁止する部分的核実験禁止条約に調印・発効しました。この条約により、核実験による放射能汚染は減少してゆきますが、核開発で遅れをとっていた中国とフランスは当初より条約には参加せず、1980年まで大気圏の核実験は続けられました。また、地下核実験は禁止されなかったため、核実験の主軸は地下核実験へと移行してゆき、核開発そのものを止める効果はありませんでした。部分的核実験禁止条約は、発効までに111カ国により調印されました。

## ❶ 月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約(通称: 宇宙条約 1967年発効)

部分的核実験禁止条約が宇宙空間における核実験を禁止しているのに対し、宇宙空間や地球の軌道上への大量破壊兵器の配備を禁じているのが宇宙条約です。宇宙空間や天体を公域として規定し、空間や天体の平和利用を定めたもので、全ての核弾頭保有国を含む105カ国により批准されています。全ての核弾頭保有国により批准されている条約ではありますが、抜け穴が多い条約でもあります。この条約が禁じているのは、軌道上、天体への大量破壊兵器の配備であり、弾道ミサイルのように、大気圏外を「通過」するものは含まれていません。

## ❷ 核兵器の不拡散に関する条約(通称・略称: 核不拡散条約(NPT) 1970年発効)

これまでに締結された核軍縮に関する条約のうち、多国間条約として核の不拡散を定めているのが、NPTです。NPTが1968年に署名開放(1970年に発効)した時点で、すでに核爆発装置を製造・爆発させた、アメリカ、ソ連、イギリス、フランス、中国の5か国を、核兵器国(核クラブメンバー)として認め、それ以上核兵器を持つ国を増やさないという条約です。この条約は1) 5か国以外の国への核兵器の不拡散、2) 既存の核兵器国による軍縮、3) 原子力の平和利用という3つの柱からなっています。一見、5カ国のみを特別扱いしている不平等な条約にも見えますが、現在までに、191もの国が批准(日本は1976年に批准)しています。核クラブメンバーではない核兵器保有国である、インド、パキスタン、イスラエルは加盟していません。また、核弾頭を保有していると見られる北朝鮮は、NPTの加盟国ですが、1993年と2003年に脱退を表明しました。

この条約は、5年に一度国連本部で、条約の履行状況・核軍縮について再検討会議を開くこととなっており、現在、多国間条約の会議としては、核軍縮について国際的に議論される唯一の場となっています。再検討会議は、毎回合意文書の採択を目指しますが、2005年、2015年の会議では、合意文書を採択できませんでした。2010年に開催された再検討会議においては、核軍縮への明確な約束と、核兵器のない世界の達成に言及され、核廃絶への期待は高まりました。しかし、2015年の再検討会議においては、エジプトの提唱する中東非核地帯設置について、非NPT加盟国で実質的核兵器保有国のイスラエルを巡り、中東の非核保有国とアメリカの間で合意ができず、合意文書の採択が出来ませんでした。

## ❸ 海底核兵器禁止条約(1972年発効)

海底核兵器禁止条約は、締約国の領海外の海底における、大量破壊兵器の設置や使用、実験を禁じた条約で、アメリカとソ連が原署名国となっています。南極条約とともに、人類が住んでいない場所を非核地帯化する条約です。現在、日本を含む84カ国が批准しています。

## ❹ 包括的核実験禁止条約(略称: CTBT 未発効)

部分的核実験禁止条約(PTBT)は大気圏内、宇宙空間、水中における核実験を禁止したもので、そのため「部分的」という表現が使われています。PTBTにより、地上や水中で

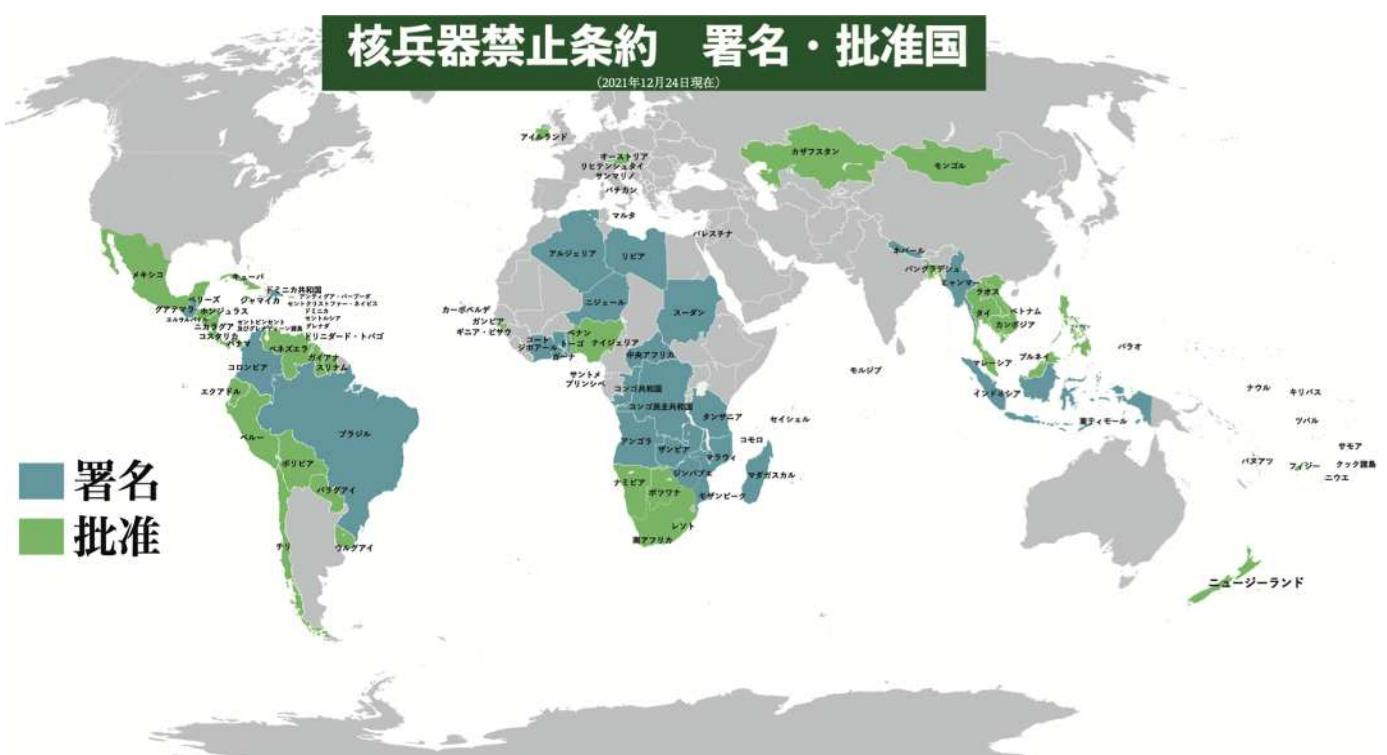
の核実験は無くなりましたが、核実験そのものがなくなったわけではありません。核実験は、実施場所をPTBTで禁止されていない場所である地下に移して、相変わらず行われています。

場所を問わず、全ての核実験を禁止する目的で、1996年に国連で採択されたのが包括的核実験禁止条約(CTBT)です。この条約は、あらゆる空間での核実験や核爆発を禁止している画期的な条約ですが、未だ発効には至っていません。条約の14条付属書2では、ジュネーブ軍縮会議のメンバー国で、かつIAEAの「世界の研究用原子炉」に挙げられている44ヶ国すべての批准が必要であるとされていますが、この中には核弾頭の保有国が全て含まれています。核弾頭の保有国のうち、既に署名・批准している国はロシアと、イギリス、フランスだけです。中国、イスラエル、アメリカは署名はしているものの批准はしていません。北朝鮮、パキスタン、インドは署名もしておらず、発効の目処は立っていないのが現状です。

核兵器禁止条約(略称: TPNW 2021年発効)

核実験の禁止や制限、限られた場所での核兵器使用の禁止ではなく、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇としての使用を禁止する、つまり実質的に核兵器の存在そのものを禁止する条約が、核兵器禁止条約です。2007年にコスタリカとマレーシア政府の共同提案として国連に提出され、2017年7月7日に採択されました。条約が発効するには、50カ国の批准が必要となりますが、2020年10月24日、ホンジュラスが批准したことにより、2021年1月22日に核兵器禁止条約は発効しました。

2021年12月24日現在、86カ国が署名、59カ国が批准(内3カ国は国連に加入書を寄託)しています。



## 核軍縮に係る二国間条約

### ❶ 核兵器制限交渉/条約(略称: SALT SALT I 1972年発効 SALT II 未発効)

キューバ危機以降、アメリカとソ連の間では、際限のない核軍拡競争を抑えようという動きが出てきました。核兵器制限交渉/条約は、この動きの中、核弾頭の運搬手段となる弾道ミサイルをお互いに制限することで、お互いの軍事バランスを保ちつつ、際限のない軍拡に歯止めをかけようという試みでした。交渉は、陸から発射される大陸間弾道ミサイル(ICBM)と潜水艦から発射する弾道ミサイル(SLBM)の数のバランスを取るために交渉を続け、1972年には、SALT1に合意しました。この合意では、保有できるICBMをアメリカが1000発、ソ連が1410発に、SLBMをアメリカ710発、ソ連950発に制限しました。

SALT1の後、アメリカとソ連は、第二次交渉(SALT2)に入ります。第二次交渉は1979年に署名され、制限する運搬手段に戦略爆撃機も含めた制限と、1発のミサイルや爆弾に複数の弾頭を搭載するミサイルの削減を定めていましたが、署名後、ソ連のアフガニスタン侵攻があり、アメリカが批准を拒否しました。



1979年6月18日、SALT2に署名するアメリカのカーター大統領と、ソ連のブレジネフ書記長

撮影: Bill Fitz-Patrick

### ❷ 弾道弾迎撃ミサイル制限条約(略称: ABM 1972年発効)

アメリカとソ連はSALT1において、敵を攻撃するICBMとSLBMを制限しました。米ソの相互確証破壊のバランスは、核弾道ミサイルだけでなく、弾道弾を迎撃するミサイルによっても保たれます。迎撃するミサイルが増えると、その分相互確証破壊に近づけようと、核兵器の配備数が増えてゆくことになってしまいます。迎撃ミサイルの配備競争は、結果として核軍拡競争に歯止めが効かなくなるだけでなく、先制攻撃の誘因ともなりうることから、アメリカとソ連は、迎撃能力を、お互いにあえて弱めることで、核軍縮を進める交渉(ABM条約交渉)を行います。交渉の結果、1972年に、弾道弾迎撃ミサイルの配備を、アメリカ、ソ連双方で当初2箇所に制限します。その後、74年には双方1箇所ずつ、ミサイルはそれぞれ100発以下に制限することで合意しました。しかし、2002年に、ミサイル防衛を推進する方針を固めたアメリカは、この条約から脱退してしまいました。

### ❸ 中距離核戦力条約(略称: INF 1988年発効)

アメリカとソ連はSALT1において、大陸間弾道ミサイルと潜水艦から発射する弾道ミサイルSの制限に合意しました。これらの核ミサイルは、長距離を飛ばし、相手国の中枢を破壊する特性から戦略核兵器と呼ばれています。戦略核兵器よりも飛距離の短い核ミサイル(射程距離500km～5,500kmの中距離核戦力)は、SALT1に含まれない兵器として、ソ連とNATOにより



INF条約署名後に握手するアメリカのレーガン大統領と、ソ連のゴルバチョフ書記長

撮影: Executive Office of the President of the United States

ヨーロッパに配備され、核配備競争に陥っていました。特に70年代末にソ連が発射台の機動力や命中精度を高めた新型ミサイルを配備すると、NATOもこれに対抗して中距離ミサイルをヨーロッパに配備し、ヨーロッパを舞台に核軍拡競争が再加熱してゆきます。また、1980年代にはレーガン大統領(当時)が戦略防衛構想(SDI: 通称スターウォーズ計画)を打ち出した事もあり、この時代は新冷戦時代と呼ばれました。

このような緊迫した情勢の中、中距離核兵器の直接の脅威にさらされているヨーロッパ諸国のかかけや、新思考外交をあげるソ連・ゴルバチョフ政権の誕生もあり、アメリカとソ連は1987年に地上の中距離核戦力を全廃するINF条約に調印し、条約に基づき、1991年までに全廃され、相互査察を経て2001年に完了しました。ただし、この条約は地上に配備される中距離核戦力の全廃を決めたもので、潜水艦に搭載する核戦力は含まれていません。

## ❶ 戰略兵器削減条約(略称: START START I 1991年発効 START II 1993年発効 START III 交渉頓挫)

SALT1はアメリカ・ソ連両国の保有できる核兵器の上限を定める、いわば核兵器制限条約といつても良い条約でしたが、それに対し、すでに保有している核弾頭や運搬手段を削減することを目指したのが戦略兵器削減条約です。

ソ連のゴルバチョフ政権下では、軍事的な意味での安全保障に大きな変化がありました。まず、ヨーロッパの東側ブロックが消滅します。このことにより、ソ連による東欧諸国への核戦力も含めた軍事力の配備がなくなることとなり、核軍縮の交渉は、かなりの進展を見せます。1991年に調印されたSTART1では、7年以内に、核弾頭を6,000発以下に、弾頭の運搬手段であるミサイルや爆撃機を1,600以下に削減することとなりました。また、即応体制をとる運搬手段に装着した弾頭も、1,600発以下とすることで合意しました。2001年にはアメリカ5949発、ロシア(旧ソ連)5518発で削減を完了させました。この条約は、期限が15年間と定められており、両国とも、条約締結後、直ちにSTART2の交渉に入ります。1993年に署名されたSTART2では、2003年までに核弾頭数をアメリカ、ロシアでそれぞれ3500発以下にする事、潜水艦から発射するSLBMに搭載する核弾頭を1700-1750発以下にする事、ICBMの多弾頭の禁止が合意されました。

1997年には、START2の次の段階として、2007年までにアメリカとロシアの保有する核弾頭数をそれぞれ2000~2500発以下にすることを基本としたSTART3の交渉開始が合意されます。

アメリカ、ロシアともSTART2に署名をしますが、ロシアは批准する際、アメリカがABM条約から脱退すれば、ロシアはSTART2からの脱退する権利を持つという条件をつけており、アメリカはこの条件(議定書)を批准しませんでした。その後、2002年にアメリカがABM条約からの脱退をします。これを受けたロシア政府も、条約への義務がなくなったことを表明し、START2は未発効の条約となりました。START2が未発効となったことからSTART3の交渉も頓挫しました。

## ❷ アメリカ合衆国とロシア連邦との間の戦略的攻撃(能力)の削減に関する条約(通称: モスクワ条約 2002年発効)

冷戦末期から順調に推移したように見えたSTART交渉は、アメリカのABM脱退により、途絶えてしましましたが、アメリカとロシアはSTARTに代わる戦略核兵器の削減交渉を始

めます。2002年には核軍縮条約であるモスクワ条約がアメリカとロシアによって署名されました。ただし、この条約は、核軍縮という観点からは、かなり緩やかな条約であると言えます。戦略核の配備弾頭数こそ、2012年までにアメリカ、ロシアでそれぞれ1700～2200発まで削減することとなっていますが、それ以外はかなりアメリカとロシア両国の裁量に任されています。例えば、削減するのは配備された戦略核の弾頭数であり、配備から外した弾頭や運搬手段であるミサイル、爆撃機を廃棄することは義務付けられておらず、保管しておくことが可能となっています。そして、保有する核兵器の構成も両国の裁量とされています。この条約は、両国の国内での批准手続きを終え、2003年に発効しました。

### **新戦略兵器削減条約(通称: 新START又はSTART IV 2011年発効)**

START2と3は発効に至らず、START1は2009年に失効しました。START1やモスクワ条約の後継として2011年に発効したのが、新STARTです。

この条約は、内容的にモスクワ条約からわずかに前進しました。条約では、2018年までに、配備される戦略核弾頭をアメリカ、ロシアそれぞれ1550発に、弾頭の運搬手段を800に(配備数は700)制限しています。ただし、この条約の対象は大陸間弾道弾などの長距離の戦略核のみを対象にしており、射程の短い核兵器は制限の対象になっていません。また、STARTが頓挫した大きな要因となっているミサイル防衛に関しては、相変わらず、両国に隔たりがあります。アメリカ側は、新STARTは、対ロシアも含むいかなるミサイル防衛もこの条約により制約は受けないとしていますが、ロシア側は、対ロシアのミサイル防衛システムが構築されれば、条約を破棄するとしています。

参考資料: 外務省HP 核軍縮 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/>、SIPRI Yearbook 2016, United Nations Office for Disarmament Affairs, Disarmament and Related Treaties, United Nations Information and Outreach Branch 2015

## 地域からの核廃絶への取り組み

### 日本の非核宣言自治体

核兵器を実戦で使用された唯一の国である日本においては、核廃絶を求める動きは早くからありました。そして、核軍拡時代の緊迫した情勢下に出てきたのが、地域から非核三原則(核兵器を持たず・作らず・持ち込ませず)や核廃絶を求める決議をし、地域への核兵器の持ち込みをさせないことを表明する非核宣言自治体運動です。

日本では、世界に先駆けて1958年、愛知県の半田市が「原水爆実験禁止並びに核兵器持込み反対核非武装宣言に関する決議」を行いました。1959年には、北海道砂川市、静岡県三島市、滋賀県が非核宣言をします。その後は、京都府(1960年)、北海道芦別市(1961年)、愛知県(1963年)、愛知県名古屋市(1963年)、北海道稚内市(1969年)、東京都福生市(1970年)など、いくつかの自治体が非核宣言を行います。兵庫県神戸市は、1975年に核兵器を搭載していない旨を約する証明書を提出しない艦船の神戸港への入港を拒否する「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」が採択されました。これらの宣言や決議は世界に先駆けて行われたものでしたが、全国に広がるような大きな運動にはなりませんでした。

日本で非核宣言自治体が急速に増えてゆくきっかけとなったのが、イギリスのマンチェスター市が1981年に出した非核宣言です。マンチェスターの宣言は、核廃絶を求めるだけではなく、自らの街を非核兵器地帯であると宣言したこと、そして他の自治体にも同様の宣言を呼びかけていること、つまり自治体レベルで横に核兵器のない地域を広げてゆくことで核廃絶を成し遂げてゆくというビジョンを提示しました。この宣言運動は、イギリスだけでなく、世界中に広がりを見せます。日本でも1980年代から非核宣言自治体は急激に増え続けています。

現在では、日本の都道府県、市区町村の約9割が何らかの非核宣言を行なっています。神奈川県は県としても市区町村としても、全ての自治体が宣言をしています。

川崎市は、1982(昭和57)年6月8日に、「核兵器廃絶平和都市宣言」を行いました。この宣言は国内の自治体としては22番目でしたが、政令指定都市の中では初めての試みとして注目を集め、その後の非核自治体運動にも大きな役割を果たしました。

### 非核宣言をしている都道府県



## ❸ 日本非核宣言自治体協議会

「日本非核宣言自治体協議会」は、川崎市を含む国内323(2017年2月7日時点)の非核宣言をした自治体が参加する協議会です。1984年に広島県で「核戦争による人類絶滅の危機から、住民一人ひとりの生命とくらしを守り、現在および将来の国民のために、世界恒久平和の実現に寄与することが自治体に課せられた重大な使命である。宣言自治体が互いに手を結びあい、この地球上から核兵器が姿を消す日まで、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を世界の自治体に呼びかけ、その輪を広げるために努力する」という趣旨のもと設立されました。

協議会は、非核都市宣言に関する情報・資料の収集や調査・研究のほか、非核都市宣言の呼びかけ、平和事業推進などを行っています。川崎市もメンバー自治体です。

日本非核宣言自治体協議会HP: [www.nucfreejapan.com](http://www.nucfreejapan.com)

## ❹ 平和首長会議

広島・長崎両市長による、「世界の都市が国境を超えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こう」との呼びかけに賛同する世界中の自治体で構成されている機構が「平和首長会議」で、世界163カ国・地域7,500都市以上により構成されています。国内では、川崎市を含む1,700以上の自治体が加盟しています。(2018(平成30)年2月1日現在)

2020年までの核兵器廃絶をめざし、1) 全ての核兵器の実戦配備の即時解除、2) 「核兵器禁止条約」締結に向けた具体的交渉の開始、3) 「核兵器禁止条約」の締結、4) 2020年を目標とする全ての核兵器の解体、を柱とする行動指針「2020ビジョン」の下、市民署名活動等を通じて、核兵器禁止条約の早期実現に向けた各国政府への働きかけを継続しています。

平和首長会議HP: [www.mayorsforpeace.org/jp/](http://www.mayorsforpeace.org/jp/)

# 世界の非核兵器地帯

国際的にも、地域を非核化しようという動きは広がってきました。もちろん、日本のように非核宣言を行う自治体もありますが、地域だけでなく、国際条約の締結により、核兵器開発や実験、保有、配備、使用や、核保有国による締結国に対する核攻撃・核による威嚇を禁止する事で、条約を批准した加盟国を非核兵器地帯にしてゆく試みもあります。

## ① ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約(通称: トランコルコ条約 1968年発効)

キューバ危機をきっかけに中南米の非核化を求める国連決議が1963年に採択されました。その後、メキシコが主導して世界初の非核兵器地帯の条約としてできたのが、トランコルコ条約で、1968年に発効しました。

この条約は、加盟国の領域における、核兵器の実験・使用・製造・生産・取得・貯蔵・配備等を禁止しており、付属議定書では中南米に属領を持つイギリスやフランスにも領域での非核を求めてい るほか、核兵器保有国が加盟国地域において、核兵器の使用や威嚇を行わないことを求めてい ます。

トランコルコ条約締約国
アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、パラグアイ、バルバドス、ペリーゼ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グレナダ、ガテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、バラグアイ、ペルー、セントキツ・ネービス、セントルシア、セントピーターズ・レナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ
議定書を批准している核兵器保有国
中国、フランス、イギリス、アメリカ、ソ連(ロシア)

## ② 南太平洋非核地帯条約(通称: ラロトンガ条約 1986年発効)

フランスは1966年から、南太平洋地域で193回もの核実験(大気圏46回、地下147回)を行ってきました。この状況を受け、南太平洋地域における核実験禁止の動きが高まり、1975年、国連総会において、南太平洋の非核地帯設置を支持する決議が採択されます。これを受け、1986年には地域協力機構である南太平洋フォーラム(当時: 現太平洋諸島フォーラム)において条約が発効します。

この条約の特徴は、核兵器に限らず、核爆発装置の製造、取得、所有、管理、配備・実験を禁止しており、公海を含む域内海洋に放射性物質を投棄することも禁じています。

付属の議定書では、核兵器保有国が条約加盟国に対して核兵器を使用する事、核兵器により威嚇すること、保有国が公海を含む域内で核実験を行うことを禁止しています。

ラロトンガ条約締約国
オーストラリア、クック諸島、フィジー、キリバス、ナウル、ニュージーランド、ニウエー、パプアニューギニア、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ
議定書を批准している核兵器保有国
中国、フランス、イギリス、ソ連(ロシア)

## ③ 東南アジア非核兵器地帯条約(通称: バンコク条約 1997年発効)

経済的な協力機構として側面が目立つASEANですが、憲章の第1条で、地域の平和、安全、安定を維持強化すること、核兵器や大量破壊兵器の存在しない地域としての東南アジアを、ASEANの目標としています。憲章の理念に沿い、ASEANは「東南アジア平和・自由・中立地帯構想 (ZOPFAN)」をあげており、構想の一環として、東南アジアにおける非核兵器地帯条約の実現を主導してきました。

バンコク条約は、冷戦が終結した後の、1997年に発効しました。条約では、加盟国の核兵器開発、製造、取得、所有、管理、配置、運搬、実験を禁止するだけでなく、公海を含む領域内への、放射性物質の投棄や大気中への放出を禁止し、領域内で加盟国以外の国が、核兵

器の運搬以外のこれらの行為を行う事も禁止しています。ASEAN加盟国はすべての国が批准していますが、残念ながら核兵器保有国は、どこも署名・批准をしていません。

バンコク条約締約国
ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
議定書を批准している核兵器保有国 なし

## ❶ アフリカ非核兵器地帯条約(通称:ペリンダバ条約、2009年発効)

アフリカの非核地帯化宣言は、早くも1961年に国連で採択されます。しかし、南アフリカが実質的に核兵器を保有していたことから、アフリカの非核地帯化は進みませんでした。南アフリカでアパルトヘイトを実施してきた政権が崩壊すると、政府は1991年に核兵器を放棄します。アフリカ非核地帯化への環境が整い、アフリカ統一機構(当時: 現アフリカ連合)はアフリカ非核地帯条約の署名が1996年に行われます。この条約は28カ国の批准が発効条件となっていましたが、なかなか規定数に届かず、ブルンジが批准したことで、ようやく2009年に発行しました。

この条約は、南太平洋非核地帯条約をモデルとしていますが、いくつかの点で独自の規定があります。締約国による、核爆発装置の研究、開発、製造、貯蔵、取得、保有、管理、配置、輸送の禁止、また締約国がそのための援助を授受すること、放射性廃棄物の領域内投棄の禁止を定めているほか、独自の規定として、過去に製造した核爆発装置やその製造施設の廃棄を義務付けていること、原子力施設への攻撃を禁止することなどを盛り込んでいます。

ペリンダバ条約締約国
アルジェリア、ベニン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンジ、コートジボアール、赤道ギニア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ギニア、ケニア、レソト、リビア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、南アフリカ、スワジランド、トーゴ、タンザニア、ジンバブエ
議定書を批准している核兵器保有国 中国、フランス、イギリス、ロシア(留保)

## ❷ 中央アジア非核兵器地帯条約(発効2009年)

旧ソ連時代に約500回もの核実験が行われたセミパラチンスクを領域内にもつカザフスタンを中心とする中央アジア5カ国は、1997年より、非核兵器地帯構想に取り組んできました。国連の支援も受けながら2006年には、条約の署名がセミパラチンスクで行われ、2009年に発効しました。

条約では、締約国が、核兵器・核爆発装置を研究、開発、製造、貯蔵、取得、所有、管理を禁止するとともに、他国の放射性廃棄物を廃棄することを禁止しています。

また、付属の議定書では、核兵器保有国による核兵器の使用、威嚇を禁止しています。

中央アジア非核兵器地帯条約締約国
カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン
議定書を批准している核兵器保有国 フランス、イギリス、(アメリカとロシアは批准に向けた調整中)



参考資料: United Nations Office for Disarmament Affairs, Disarmament and Related Treaties, United Nations Information and Outreach Branch 2015